

令和5年第3回定例会（会議録）

開催日	令和5年3月16日（木）
開催場所	本庁舎 2階 第2会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時20分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 教育長の経過報告 日程第3 議案第13号 あま市教育委員会会議規則の一部改正について 議案第14号 あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第15号 あま市いじめ・不登校対策協議会設置要綱の一部改正について 議案第16号 あま市放課後子ども教室実施要綱について 議案第17号 あま市放課後子ども教室のあり方研究会要綱について 議案第18号 令和5年度あま市立学校給食センター運営委員会の委嘱について 議案第19号 あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針及びマニュアルの改正について 議案第20号 適応指導教室の入室について（非公開） 議案第21号 特別支援学級の入退級について（非公開） 議案第22号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 日程第4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度学校医等の委嘱について ・令和5年度生涯学習施設免除団体について ・令和5年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について ・あま市教育委員会文書取扱規程の一部改正について ・あま市教育委員会公印規程の一部改正について ・あま市通級指導教室実施要領の一部改正について ・あま市家庭教育講座実施要領の一部改正について ・あま市文化協会補助金交付要綱の一部改正について ・あま市子ども・若者支援地域協議会要綱の廃止について

- ・あま市学校給食センター物資選定委員会要綱の一部改正について
- ・あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会要綱の一部改正について
- ・あま市学校給食センター運営検証委員会要綱の一部改正について
- ・あま市学校給食センター調理・配達等業務プロポーザル審査委員会設置要綱の一部改正について
- ・あま市学校給食センター防犯カメラ運用要領の一部改正について
- ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）
- ・就学援助費の受給審査（令和5年4月小学校入学分）について（報告）（非公開）
- ・指定学校変更申請について（報告）（非公開）
- ・区域外就学申請について（報告）（非公開）
- ・通級児童生徒の入退級願について（非公開）
- ・あま市内教職員人事案件について（非公開）
- ・生徒指導（令和5年2月）について（非公開）
- ・公文書公開請求について（非公開）

発言者	議事の大要
教育長	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会宣言) 日程1、教育長開会のあいさつ (教育長あいさつ)
教育長	日程2、教育長の経過を報告する。 (令和5年2月14日～令和5年3月16日の経過を報告)
	市教育委員会関係 4回 教育長用務 3回 学校教育課事業 5回 生涯学習課事業 3回 スポーツ課事業 2回 学校給食センター課事業 2回 市行事 16回 市議会関係 6回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員全員	(質疑なし)
教育長	日程3、議案 7件公開 3件非公開
教育長	日程3、議案第13号「あま市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。
学校教育課長	請願書の取り扱いに関するあま市教育委員会会議規則の一部改正でございます。皆様からいただいたご意見を参考に、教育長の専決に關すること、それに伴う報告に關すること、陳情書の取り扱いに關することの項目を今回は削除しております。
	(以下概略を説明)
教育長	(質疑等を許可)
委員	第4項の「この場合において」以降は要らないのではないか。
教育長	第4項の「この場合において」以降の文言は削除しましょう。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	第4項の文言を削除して承認とします。
教 育 長	議案第14号「あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。
学校教育課長	あま市の組織改編に伴う課名、課の名称の変更に伴う修正であります。教育総務課の新設、学校給食センター課が廃止され、学校教育課に統合され、給食係に改変されるものであります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	学校教育課と教育総務課については、今回はこういう形で発足をして、今後ますいぞということになれば、また教育委員会に諮って変更していくという形をとりたいと思います。
	(質疑等を許可)
委 員	スポーツ課が1係ですけど、2つにする案はなかったですか。
ス ポ ーツ 課 長	当初は整備と推進の係を考えていましたが、配置を具体的に決める権限がないことや施設が三つに跨るということも踏まえて、係を2つにすることはしませんでした。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第15号「あま市いじめ・不登校対策協議会設置要綱の一部改正について」を議題とします。
学校教育課主幹	毎年あま市いじめ・不登校対策協議会というのは、教育委員会の関係者、それから学識関係者などあま市に関係する人たちが集まって、あま市のいじめ不登校に対しての基本的施策について決める会議に

	なっております。また、それとは別にいじめの重大事態が起きた時に いわゆる第三者委員会を立ち上げますが、その第三者委員会の立ち上 げの方法が、条例では市長を設置の主体として、専門的な知識を有す る市に關係のない第三者を呼ぶということになっておりますが、本要 綱については、あま市いじめ問題調査委員会をこの協議会が兼ねると いうことになっており、それでは第三者ではないということになります。 今まで第三者委員会を立ち上げたことはありませんが、今後第三 者委員会を立ち上げる際に困ることになてしまふため、要綱の一部 を見直したいと思います。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	いじめという文言を消すということはあま市不登校等対策協議会 になるということですか。
学校教育課主幹	不登校のことが非常に多いですが、いじめが原因で不登校になるこ ともありますので、いじめのことを触れなくなるわけではありません 。
委 員	この対策要綱のところにいじめという言葉が出てこなくなつて、い じめに対して何もしないのかというふうに思われるのではないか でしょうか。
教 育 次 長	いじめ問題対策連絡協議会を年1回開催しています。関係者が集ま つていじめ問題について情報共有をする会は残っていますので、いじ めについて話し合う会が全くなくなるわけではありません。
教 育 長	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第16号「あま市放課後子ども教室実施要綱について」及び議案 第17号「あま市放課後子ども教室のあり方研究会要綱について」を

	あわせて議題とします。
生涯学習課長	<p>小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画を得て子ども達が安心して活動できる安全な居場所を提供することにより、子ども達の健全な育成を図るものであります。</p> <p>また、この放課後子ども教室を実施するにあたり、市民の方々からご意見をいただきために放課後子ども教室あり方研究会を現在実施しており、令和5年度以降も引き続き行っていくということです。</p> <p>現在福祉部の子育て支援課で行っている事業を4月以降生涯学習課に移管されるということで、教育委員会で要綱を制定する必要が生じましたので、議案としてあげさせていただきました。</p>
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	予算計上はどうなっていますか。
生涯学習課長	子育て支援課で計上して、4月1日に生涯学習課へ付け替えとなります。
委 員	子ども教室が、児童クラブとの兼ね合いもあるかもしれません、各年度13日、月1回程度しかやらない。子ども教室は、教室の中ですぐ帰れない子に勉強を教えたり、面倒を見たりする趣旨のものだと思いますが、文部科学省の補助金等は受けてないですか。
生涯学習課長	国3分の1、県3分の1の補助を受けています。
委 員	以前市長さんがあま市は児童クラブに力を入れていくと話をしていたので、二つもやらなくても良いと思います。
委 員	高学年になるにつれて、段々参加者が減っていって、まだ続けるという状況になっています。
教 育 長	全部の小学校で子ども教室を行うようになって3年ほど経ち、子育て支援課から生涯学習課へ移管されることとなったことや、あり方研究会で回数を増やしたり減らしたりといったことを含めてあり方を検討し、その研究会の結果を具体化する予定としており、今回要綱二

	つをあげさせていただいております。
教 育 長	他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	議案第16号、議案第17号について認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	議案第16号、議案第17号ともに承認とします。
教 育 長	議案第18号「令和5年度あま市立学校給食センター運営委員会の委嘱について」を議題とします。
学校給食センター課長	毎年、あま市立学校給食センター運営委員会の委員に、教育委員さんになっていただいております。今年度におきましても、溝口職務代理と笹野委員にお願いをしております。令和5年度におきましても、教育委員の皆様に運営委員会の委員になっていただきたいと考えております。
教 育 長	溝口職務代理と笹野委員に引き続きお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	現状通りのお二人ということでお願いします。
教 育 長	議案第19号「あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針及びマニュアルの改正について」を議題とします。
学校給食センター課長	去る2月17日金曜日にアレルギー対応検討委員会を開催いたしました。その中で、アレルギーの基本方針及びマニュアルの方を改正しました。内容は基本的に組織改編に伴う学校給食センター課というところを学校教育課と直したり、給食係という係名に変更したりするもので、対応内容については特に変更はありません。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	日程4、その他報告事項 (1) 「令和5年度学校医等の委嘱について」

学校教育課長	資料39ページをお願いします。令和5年度学校医等の委嘱一覧であります。1点変更がありますので紹介させていただきます。甚目寺小学校・甚目寺中学校の歯科医を生田先生にお願いしておりましたが、生田先生が辞められたことに伴い、日置章博先生に生田先生の分をお願いすることになりました。
教 育 長	(2) 「令和5年度生涯学習施設免除団体について」
生涯学習課長	40ページをご覧ください。生涯学習施設免除団体の一覧でございます。令和4年度からの変更点は、あまボラスクールを新規追加しております。あとは変わっておりません。
教 育 長	(3) 「令和5年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について」
ス ポ ーツ 課 長	41ページをご覧ください。体育施設スポーツ開放免除団体でございますが、こちらにつきましても先程ご報告しました生涯学習施設免除団体と同じ団体を新たに免除するものとなります。
教 育 長	(4) 「あま市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」、(5) 「あま市教育委員会公印規程の一部改正について」
学校教育課長	あま市教育委員会文書取扱規程とあま市教育委員会公印規程の一部改正について併せて報告させていただきます。先程もありましたがあま市の組織改編に伴う課等の名称の変更による規程の一部改正となります。どちらも令和5年4月1日からの施行となります。
教 育 長	今まで、学校教育課が教育委員会の筆頭課になっておりましたが、4月からは教育総務課が筆頭課になるということで教育委員会会議等につきましても教育総務課が取り仕切っていくという形になりますので、ご承知おきください。
教 育 長	(6) 「あま市通級指導教室実施要領の一部改正について」
学校教育課主幹	通級指導教室実施要領の一部改正ということで、ここ数年間あま市では全部で5小中学校に通級指導教室がありました。昨今の流れで通級指導が非常に必要になってきて、希望者数が増加しております。来年度、あま市内では、中学校2校、小学校10校で通級指導教室が開

	設されるということで、通級指導教室が倍以上になります。今までの要綱ですと、通級指導教室が増えたり減ったりするたびに、要綱改正をしないといけないということで、通級指導教室の名称、学校名、位置について、削除しております。また、就学支援委員会という昔の名前が残っておりましたので、これを教育支援委員会に変更しております。
教 育 長	(7) 「あま市家庭教育講座実施要領の一部改正について」
生涯学習課長	家庭教育講座実施要領の一部改正でございます。行政組織の見直しに伴い、関係規程の改正を行うものです。具体的には、生涯学習課が美和公民館から新庁舎に移りますので、申込書の様式から問い合わせ先を削除するものです。
委 員	新しい問い合わせ先を書かなくて良いですか。
生涯学習課長	様式のひな型には必要ないと考えております。
教 育 長	(8) 「あま市文化協会補助金交付要綱の一部改正について」
生涯学習課長	こちら字句修正でございます。第1条中に「あま市文化協会金」とありますが、こちらを「あま市文化協会補助金」に変更する字句修正でございます。
教 育 長	(9) 「あま市子ども・若者支援地域協議会要綱の廃止について」
生涯学習課長	廃止をする理由につきましては、行政組織の見直しにより、子ども若者支援事業が福祉部社会福祉課へ移管されることになりました。事業を単独で実施することになっております。これに伴いまして、本市と大治町で組織しておりました「あま市・大治町子ども若者支援地域協議会」も廃止になりますので、この地域協議会の要綱も廃止するものでございます。施行期日は令和5年4月1日を予定しております。
教 育 長	(10) 「あま市学校給食センター物資選定委員会要綱の一部改正について」、(11) 「あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会要綱の一部改正について」、(12) 「あま市学校給食センター運営検証委員会要綱の一部改正について」、(13) 「あま市学校給食センター調理・配達等業務プロポーザル審査委員会設置要綱の一部改正について」、(14) 「あ

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために
ここに署名する

令和5年3月31日

教育長 松永裕和

教育長 溝口正己
職務代理者

委員 塚江徹二郎

委員 小宮原英司

委員 寂野原津子

委員 吉川 茂子

事務局 鎌倉宗志